

令和5年 第9回定例教育委員会会議録

- 1 招集年月日 令和5年9月27日（水） 14時30分～
- 2 招集場所 佐々町役場 3階第2会議室
- 3 出席委員 黒川教育長、山之内委員、石橋委員、中村委員、荒木委員
- 4 事務局出席者 井手次長、貞松指導主事、金子補佐、上野補佐
- 5 会議録署名委員の指名 石橋 琴美 委員
- 6 前回の会議録の承認 令和5年 第8回定例教育委員会（8/29）
- 7 教育長報告
- 8 案 件 議案第26号 教育委員会の所管に属する機関の人事について
議案第27号 文化財審議委員の委嘱について
議案第28号 社会教育委員の委嘱について
- 9 報告事項
 - (1) 6月議会定例会の報告について
 - (2) いじめ・不登校について
 - (3) 長崎県市町村教育委員会研究大会について
 - (4) 熱中症対策について
 - (5) 名義後援について
 - (6) 準要保護の10月認定について
 - (7) 行事関係報告について
 - (8) その他

〈審議の経過（要約）〉

教育長	ただ今から、令和5年第9回定例教育委員会を開催します。
教育長	<p><u>5 会議録署名委員の指名</u></p> <p>本日の会議録署名委員を指名します。石橋 琴美 委員にお願いします。</p>
教育長	<p><u>6 前回の会議録の承認</u></p> <p>前回の「令和5年8回定例教育委員会会議録」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	(資料により説明)
教育長	<p>今、説明がありましたが、質問や、お尋ね等ございますでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり。)</p>
教育長	ないようでしたら承認することといたします。
教育長	<p><u>7 教育長報告事項</u></p> <p>【指導事項】</p> <p>○熱中症対策 校長会で指導した事項については、W B G Tを守って、この基準に従って、科学的根拠に基づいて教育活動をやってほしいと話をしたところです。</p> <p>○食物アレルギー 本町の場合は、食物アレルギー対応マニュアルに従って食物アレルギー対応の給食を提供しているわけすけれど、全児童生徒に調査票を配付し、それを全部回収して、その中からアレルギーがあるという子については、医者の管理表を提出してもらうと同時に面談を行って、給食提供についての確認をしていくということをしております。新聞にもありますけれど、確かにアレルギー対応の児童生徒の増加傾向が続いている、今後も続くだろうと思います。 しかし、現在のような確認等についてはきちんとやってほしいということで、大変すけれど、年度末、年度初め、確認をしっかりと計画的にやってほしいと話をしたところです。</p> <p>なお、新小学校1年生については、就学時健診のときに、その調査票を配付して回収するということを行っているところです。</p> <p>○いじめ対応 佐世保市立中学校でいじめた複数の生徒を書類送検という記事が載っていました。このことについて、年度当初にちょっと問題になったのをご記憶にあられます</p>

でしょうか。部活動の練習のときに、複数の生徒が1年生の男の子にけがを負わせるという、いじめを行ったということで、これは当然、暴力行為ということになりますので、書類送検をされたということです。子どもたちにも、当然、事件性があれば刑事事件として扱われるということを伝えてほしいと話をしたところです。

○不登校対応について

校内の居場所拡充の記事について、本町においても対応しておりますので、後からいじめ、不登校についての報告の中で、話をしたいと思います。

高校では、不登校対応として、遠隔授業で単位を取らせるというようなことも始まっているようです。また、不登校の子の居場所、フリースクールに通う子どもたちのことが記事に書いてありますが、これも後から話があると思います。

○薬物乱用

オーバードーズの問題ということで、これも前に少し話をしたところですけれど、長崎県でもやっぱり、公立学校でオーバードーズの問題が何件か上がっているということです。全国的にだんだん広まっているということかもしれません。小中学校とも、薬物乱用防止教室を毎年1回開催しておりますけれど、より充実した内容でやってほしいと話をしたところです。

○中教審答申

今回、目新しいものは特にはなかったという感覚がございます。緊急提言ということで、学校、自治体の取組、努力により行ってほしいということですけれど、やっていてもやり切れないというのが現状です。もう、全国的な問題と捉えて対応を考えていただきないとなかなか難しいのではないかと思っています。授業のコマ数、是正を促すということになっていますけれど、不要な備えと書いてありますが、やっぱり台風とか特にコロナの場合があったものだから、備えざるを得なかつた。学力もつけたい、そういったところで、適切な年間の授業時数については、もう一度、我々も検証したいと思いますけれど、その辺りは考えていかなければいけないと思っています。

勤務時間のインターバルについて、これは、できるのかという気はいたします。教員がインターバルを組むということですが、担任がインターバルをとることができるのでしょうか。それから、業務支援員のことも書いてありましたけれど、活用できるような制度であれば、本町でも検討したいと思っています。今、国が1,200億円を概算要求しますという情報が流れています。その中に活用できる制度があれば、来年度、手を挙げていきたいと思っています。

○教員採用

教員支援員を倍増ということが新聞記事に記載されています。

性犯罪歴の確認義務化ということで、今年秋の国会、もうそろそろ通るのかなと思っていますけれど、子どもと接する職業に就く人に性犯罪履歴がないことを必ず確認することに制度が変わっていくと思っています。

また、教員採用試験 1 次試験の前倒しということで、先日、教育長・校長合同研修会があったのですけれど、その中で、来年度からは 1か月前倒しして 6 月の何日かに 1 次試験を実施することです。民間と同じ時期にということで話があつたところです。

しかし、校長にちょっと注意してほしいと言ったのは、その頃が教育実習の時期と重なります。その兼ね合いを十分考えながら、大学 4 年生が教育実習に来た場合の対応を考えとかなければならぬという話をしたところです。

また、地域枠で教員確保、これも新しい取組で、本当いいことだらうと思うのですけれど、ただ、地域枠をつくったにしても、お医者さんの場合は、そこの地域に就職すれば奨学金の貸与返却とか、何かメリットがあります。そういうメリットがないことにはなかなか難しいのかなという気はしております。私が考えることは誰でも考えているでしょうから、何らかのそういう設計の見直しがなされるかもしれません。

○不祥事等

不祥事で高校の先生が 2 人が処分されておりますけれど、1 名は確かに知人女性の胸を触った、これはセクハラ、不祥事ということになると思います。

ただ、注視すべきはもう 1 名の 30 代の男性教諭です。どちらかというと、キスは、生徒側の要求に応じた行為で、性的な気持ちはないと証言しているということで、その教諭が性的に何とかということではないようです。

ただ、考えなければいけないのは、女子生徒を車で自宅へ送ったとか、自宅に招かれて 2 人きりとなったとか、その辺りの無防備さがあったのではないかということです。

校長先生方には、生徒指導で密室に 2 人で、女性を男性教諭が指導するというようなときは窓、ドアを開けるとか、密室という状況にならないようにという話をしたところです。

○全国学力調査

全国学力テストについて、全国の 6 割近くが英語の場合は「話す」の分野で無回答、0 点だったというような試験でした。

県内全教科平均下回ると新聞記事に書かれておりますけれど、なかなか差が埋まらないというところがあるのは事実です。本町の場合は、先に報告があったと思いますが、ほぼ全国並みという状況と思っています。

○生成 A I

「生成 A I、小学校は慎重に。」ということが新聞記事に載っていました。今からのことだろうと思うわけですけれど、これはずっと変わっていくんだろうと思います。社会ではもう確実に生成 A I が活用される時代になってきているという中で、学校教育の中でどう取り入れていくかというのは、今後、かなり議論がなされると思っています。

現時点では限定的な利用から始めるのが適切、そういう状況ではあるけれど、注

意しながら見ておく必要があるだろうと思っています。本町もこの前お話をしたように、インターネットの環境については議会に補正予算を計上し、承認されましたので、タブレットの活用については、いわゆる「さくさくつながる」状況になってくるのではないかと期待しているところです。

そして、タブレットの活用の中でAIをどうするかということも当然考えいくべき課題になってくるのではないかと思っております。

【気になっていること】

○公立高校入学者選抜制度の改革

これは県教委からも校長会で話があったところですが、高校入試が改革されるということで、現行は、基礎学力調査。国語・数学・英語の3教科と面接とする。前期選抜と、文化・スポーツ推薦。これらを前期試験ということでやっておりました。そして、3月に入ってから後期試験、後期選抜ということで、これは以前からあった5教科の試験と面接を行うという形でした。

このようにチャンスを2回ということで5、6年前に改善されたところなのですが、顕在化してきた問題が、公立高等学校が定員割れをするということです。少子化の影響もあるのは確かでしようけれど、現実問題として、前期は、倍率が高いです。倍率が高いから、落ちる子がいるわけです。落ちた子が同じ高校を受けるかといったら、非常に難しいところがあります。みんな、自分の学力を考えて、落ちたということは、少し考え方を変えてということで、前期・後期に分けたときに、後期は別の学校を受ける。前・後期トータルで考えたときに、定員を割るというような現状があったわけです。

そこで、今回それを改善しようというのが、まず、プレゼンテーションなどの今までの前期選抜的なもので何割か採って、5教科の学力検査を行う。そして、その合格発表の後、3月中旬ぐらいに「チャレンジ選抜」を実施する。「チャレンジ選抜」は何かというと、定員を割った高等学校について、追加の選抜を行うというシステムに変えようということです。

ただ、問題なのは、これをやったときに、選抜が終わってから卒業式まで、3週間ぐらいの間隔が空くということです。なかなか難しいところがあるかもしれません。今まででは10日ぐらいしかなかったのが、3週間になる。その間、3年生をどうするかということが結構、中学校としては苦しいところかもしれません。やっぱり、入試が終わったら気がゆるんでしまうのが普通です。次の「高等学校生活へ」という希望が持てればいいのですが、3週間のタイムラグをどう過ごしていくかということが、今後の課題になってくるだろうとに思っています。

○学習用端末更新

ちょっと安堵したところですけれど、学習端末更新は国負担ということで、今年度、先行的にやっていたところに対して、148億円を負担しようということで、文科省が概算要求をしたということです。まだ成立はしていませんけれど、この方向で文科省も動いてくれています。更新のときには、恐らく、4万5,000円程度を上限とした補助が来るのではないかと思っています。

○学校安心メール治験募集

福岡県内の134校に、コロナワクチンの治験を受けませんかというメールが、学校の「安心メール」で送られたということが起こっています。

この「安心メール」というのは、実は本町でも使っています。中学校が使っているメールです。導入して、何か月間か試験的に使ってみて、弊害がないということでこれに切り替えました。中学校の「安心メール」は、月に1回、何か月かに1回、宣伝が入ります。それだけで後はもう特にはないということで始めたところだったのですが、それを使ってメールが送られてきたということです。これは「学校が勧めている」と誤解を受けるだろうと思います。

慌てて、8月1日、この新聞が出ましたので、中学校の教頭に確認したところですけれど、やっぱり中学校も同じメールで配信をしているけれど、送信された履歴はないということです。当然、保護者からの間合せもないということで、安堵をしたところです。今回問題になったので、二度と同じような問題は起こらないだろうと思っているところです。

○トランスジェンダーとトイレ制限

トイレ制限、国に違法判決ということで、新聞記事に載っていました。これは、経済産業省の職員が女子トイレを使用しようとしたときに不当に制限されたということです。トランスジェンダーだから女性トイレを使いたいということです。それについて、国が違法判決ということで、女性と性自認した方の女性トイレを使用を認めるということになってくるということです。

人間関係が限られる企業や学校などは性的少数者のトイレ使用の対応に影響する可能性があるということが言われています。明らかに、その人がそうであってということであれば、みんなが知っているならいいのかもしれないけれど、小中学生が対象となったときには、それはちょっと厳しさがあります。この人はトランスジェンダーであることを明らかにするという厳しさと、普通の子は、やっぱり、外見で判断をするから、「男の人が女性トイレに入ってきた」としか認識しないでしょう。大人になって、そういう違いがあるということを完全に理解するなら別でしきれど、子どもにそのことを完全に理解させるのは非常に難しいという気がしております。

もし、そういう必要があれば、職員トイレの使用とか、そういった対応というのは可能だらうと話をしたところです。今、具体的に佐々町でそういう問題が起こっているということではございません。

○いじめ関係

佐世保市のいじめ関係の記事を載せておりますけれど、これも難しい裁判になるのかなと思っております。これは私の想像ですが、強度行動障害、非常に乱暴な子がおり、突然、棒を振り回しそれが当たった。それが、当たったということは、いじめというか、暴力行為になるわけです。

しかし、そういう子がひょっとしてそうしたことであってといった場合に、非常

	<p>に難しさがあります。もし、そうであるならやったことは悪いけど、その子は認識していないという、非常に難しい裁判なのかなと思っています。これは注視しておきたいと思っているところです。</p> <p>私のほうから、以上です。何か、ご質問等ございませんでしょうか。</p>
教育委員	<p>不登校について、教育長の考え方として、ほかの自治体では不登校の子も「出席」として認めていっているという話だったと思うのですけれど、今後、佐々町として、教育長の考えとしては、不登校でも「出席」にしていこうという考え方というのはどうなのでしょうか。</p>
教育長	<p>後から話があると思いますが、不登校を「出席」というか、佐々町の場合は「なずな」という、民生委員を中心とした居場所づくりの活動があります。そこに行つた場合は、6月から出席扱いということで踏み切ったところです。</p> <p>文科省も、5月ぐらいの通知の中で、今まで「学習と指導」という言い方していたのですが、今度は、「相談と指導」になったのです。特に「学習」という要件が抜けたのです。今まで「なずな」ができなかつたのは、「学習」、教師もしくは教師のO Bがいて勉強をさせているということの要件が抜けていたので、できなかつたわけですけれど、「相談と指導」であればということで、指導主事と一緒に見学に行って、「なずな」の代表者の方、それから「なずな」に通つておられる子どもの保護者と話をして、そのようにするということで踏み切ったところです。</p> <p>結果として、この前お会いして話をしたら、「なずな」が活気を帯びてきたということで、今度は少し学習支援のほうも考えようかという状況にあるようです。</p> <p>ただ、遠隔授業は検討中です。ケース・バイ・ケースで校長の判断で対応しなければちょっと難しいのではないかことで校長会において意見があつたところです。よろしいでしょうか。</p>
教育委員	<p>はい。ありがとうございます。それともう一つ、A I活用に関してなんですが、私も仕事と、個人でもかなりA Iは、まあ利用しているのですけど、かなり利用すべきものだと思います。だから、A Iをどうするかというよりも、A Iをどう活用するかという観点で、今後、議論していくたほうがいいと思います。</p>
教育長	<p>仰せのとおりだと思います。もう、世の中はどんどん使うようになるでしょう。我々の仕事も、もうしばらくしたらそうなるかもしれません。行政文書を書くのに、今まで頭ひねって書いていたけれど、そうなるかもしれません。もう効率化という考え方は当然出てくるだろうと思います。</p> <p>ほか、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 （「異議なし。」の声あり）</p>
	<p><u>8 案件</u></p>
教育長	議案第26号 教育委員会の所管に属する機関の人事について

	(人事案件のため非公開)
事務局	<p>議案第27号 文化財審議委員の委嘱について</p> <p>文化財審議委員ということで、任期が2年となっております。ただ、旧の任期を見てみると、令和2年の3月から令和3年の3月までとなっておりますが、この審議会については、審議が必要なときのみ開催されるということで、令和3年の3月で終わっていたということです。</p> <p>今度、10月に審議の予定がございまして、令和5年9月27日から令和7年の3月までの任期を記載しております。</p> <p>委員の5名の方のメンバーについては、継続でお願いをしているところでございます。以上でございます。</p>
教育長	<p>事務局で人選をしておりますけれど、この方々に委嘱するということでよろしくうございましょうか。</p> <p>(「異議なし。」の声あり)</p>
事務局	<p>議案第28号 社会教育委員の委嘱について</p> <p>佐々町の社会教育委員ということで、任期は2年でございます。この委員会については、令和5年4月から令和7年3月の2年間ということです。</p> <p>委員は9名お願いをしているところでございますが、PTA連絡協議会会長が代わられたということで、委員になっていただくという形を取っております。</p> <p>以上でございます。</p>
事務局	<p>事務局が人選をしておりますけど、これでよろしくうございましょうか。</p> <p>(「異議なし。」の声あり)</p>
教育長	<p><u>9 報告事項</u></p> <p>(1)6月議会定例会の報告について (口頭により説明)</p>
事務局	<p>(2)いじめ・不登校について (資料により説明)</p>
事務局	<p>(3)長崎県市町村教育委員会研究大会について (口頭により説明)</p>
教育長	<p>(4)熱中症対策について (資料により説明)</p>

事務局	(5)名義後援について (3件分について報告)
事務局	(6)準要保護の10月認定について (3件分について報告)
事務局	(7)行事関係報告について (資料により説明)
教育委員 教育長 教育委員	(8)その他 ・学校訪問における教育委員からの要望について ・狸山支石墓群出土ヒスイ製大珠の県文化財指定について ・教育委員退任のあいさつ
	(16時10分 閉会)

上記のとおり会議の次第を記載して、相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年9月27日

教育長 黒川雅春

委員 石橋琴美